

定額複利預金規定（自由金利型定期預金（M型）規定）

令和2年4月現在

1.（預金契約の成立）

- (1) 本規定に基づく定期預金契約は、当金庫がお客様から当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。
- (2) 本契約については、この規定のほか「定期預金等共通規定」が適用されます。

1の2.（自動継続）

- (1) 定額複利預金（以下「この預金」といいます）を自動継続方式でご契約の場合は証書（または通帳）記載の最長預入期限に、前回と同一の期間のこの預金に自動的に継続します。継続されたこの預金についても同様とします。ただし、この預金の継続後の取扱いについて別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (2) この預金の継続の後の利率は、継続日における店頭表示利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

2.（支払いの時期等）

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（通帳・証書記載の据置期間満了日。自動継続方式で継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払いをしたときは、その支払い後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは預入日の6か月後の応当日から、最長預入期限の前日までの間に、1万円以上1円単位で請求してください。なお、自動継続方式でこの預金の一部支払いをしたときは、その支払い後の預金残高について、引続き自動継続の取扱をします。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、最長預入期限（解約する場合は解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約する場合は解約日、一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法により計算します。但し、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - ③ 1年6か月以上2年未満
 - ④ 2年以上2年6か月未満
 - ⑤ 2年6か月以上3年未満
 - ⑥ 3年以上4年未満
 - ⑦ 4年以上5年未満
 - ⑧ 5年以上6年未満
 - ⑨ 6年以上7年未満
 - ⑩ 7年以上8年未満
 - ⑪ 8年以上9年未満
 - ⑫ 9年以上10年未満
 - ⑬ 10年
- (2) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

- (3) 自動継続方式の場合、この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により最長預入期限に指定口座へ入金するか、または 最長預入期限に元金に組み入れて継続します。
- (4) 自動継続方式で継続を停止した場合のこの預金の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。なお、長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (5) の 2 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合並びに定期預金等共通規定第 3 条第 4 項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4. (総合口座)

- (1) この預金を総合口座の担保として預入される場合は自動継続方式とし、当座貸越が発生した場合の貸越利率は、最長預入期限に適用する利率に 0.50%を加えた利率とします。
- (2) その他の取扱については、「総合口座取引規定」によるものとします。
なお約定利率については、ご契約時に別途お渡しする適用利率のご案内をご参照ください。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める制定日または改定日から適用するものとします。

以上